

衆議院内閣委員会ニュース

平成 21.5.29 第 171 回国会第 13 号

5 月 29 日（金）第 13 回の委員会が開かれました。

1 公文書等の管理に関する法律案（内閣提出第 41 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）公文書管理の在り方等に関する有識者会議座長	尾 崎 護君
弁護士・獨協大学法科大学院特任教授	三 宅 弘君
政策研究大学院大学教授	
日本計画行政学会常務理事兼行政手続研究専門部会長	福 井 秀 夫君
独立行政法人国立公文書館長	菊 池 光 興君

（質疑者及び主な質疑内容）

加 藤 勝 信君（自民）

- ・公文書管理における行政文化を変えていくべきとの発言をされたが、どのように変えていくべきと考えているのか、尾崎参考人の見解を伺いたい。
- ・本法律案には、行政文書の作成義務の規定が設けられているが、作成されるべき文書の範囲について、各参考人はどのようにイメージしているのか。
- ・地方の予算や人員が限られていることを踏まえ、図書館に公文書館を併設することも含め、地方の公文書館の整備を推進する必要性について、菊池参考人の見解を伺いたい。

佐々木 隆 博君（民主）

- ・尾崎参考人は、公文書管理の在り方等に関する有識者会議の座長として最終報告書を取りまとめたが、本法律案と最終報告書を見比べ、同法律案に対する所見を伺いたい。
- ・日本弁護士連合会から「公文書管理法案の修正と情報公開法の改正を求める意見書」が出されているが、同意見書の内容は本法律案の第 1 章に反映されているか、三宅参考人の見解を伺いたい。また、立案形成過程文書への国民の知る権利、保存、移管及び廃棄の権限、公文書管理推進会議の設置、国立公文書館の位置付けについて、三宅参考人の見解を伺いたい。
- ・公文書に対する第三者の関与の必要性、作成過程の文書や生データの取扱について、福井参考人の見解を伺いたい。
- ・公文書管理の専門家の育成と職員の意識の改革及び中間書庫が必要であると思うが、菊池参考人の見解を伺いたい。

田 端 正 広君（公明）

- ・国立公文書館法と本法律案との間には整合性がとれているのか、菊池参考人の見解を伺いたい。
- ・仮に本法律案が施行された場合、職員の意識は改革されるのか、尾崎参考人の見解を伺いたい。
- ・本法律案は福田前内閣総理大臣の思いを実現化したものなのか、三宅参考人の見解を伺いたい。
- ・立法府、司法府の文書も含めた公文書の移管について、福井参考人の見解を伺いたい。

吉 井 英 勝君（共産）

- ・各府省において公文書管理に関して恣意的な判断がなされないよう、中間書庫の設置並びに管理基準の明確化及び第 3 者機関による判断が必要であると考え、各参考人の見解を伺いたい。
- ・管理に当たり、専門家の確保や養成が必要であると考え、どれくらいの規模の体制を整えていくべきか、菊池参考人の見解を伺いたい。

重 野 安 正君（社民）

- ・公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告において公文書の意義を「国民の貴重な共有財産である」とした理由及び本法律案においては同様の文言が明記されていないことに対する尾崎参考人の見解を伺いたい。
- ・本法律案によって、行政側の意図的な文書廃棄等を防ぐことが可能となるか、福井参考人に伺いたい。
- ・国立公文書館の現在の人員や独立行政法人としての位置付けを十分なものと認識しているか、また、今後体制を整備するに当たり、必要性の高いものは何か、菊池参考人に伺いたい。